

源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		(フリガナ)		※整理番号	
		名 称			
		所在地		〒	
		(フリガナ)			
		代表者氏名		Ⓜ	
平成 年分年末調整により生じた過納額については [] の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。					
還付を受けようとする年末調整により生じた過納額				円	
還付金の受領人		(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。			
<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人		イ 銀行等		ロ 日本郵政公社の通常貯金口座	
		銀行 本店・本所 金庫・組合 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号		通常貯金の記号番号 - ハ 郵便局窓口 郵便局	

残 存 過 納 額 明 細 書

住 所	氏 名	年末調整による 超過額 A	Aのうち現在までに 充当又は還付した額		差引残存 過 納 額 (A-B) C	年末調整 を行った 年 月 日	※ 税 務 署 整 理 欄		
			月 日	金 額 B			還付加算金 日数	金額 D	還付額合計 (C+D) E
		円	.	円	円	.	日	円	円
			.			.			
			.			.			
			.			.			
			.			.			
			.			.			
			.			.			
合 計 (名)		円	/	円	円	/	/	円	円

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※ 起案 決裁 処理欄	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
									年 月 日	
	(摘要)									

(規格 A 4)

源泉所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書の記載要領等

- この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。
 - 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。
 - 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月1日から起算して2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。

(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月1日から起算して2月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該2月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。
- この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者（代理人）又は直接本人に還付されますから、この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との3部複写により作成し、これに各人ごとの給与所得の源泉徴収簿（過納額が生じた年分と過納額を還付する年との2年分）の写しを添付してください。

なお、この場合には、請求書本文中の 源泉徴収義務者(代理人) の 源泉徴収義務者 直接本人」の 源泉徴収義務者(代理人) に「レ」を付すとともに3枚目の委任状に押印してください。
 - 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成（国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。）し、これに(1)と同様の源泉徴収簿を添付してください。

なお、この場合には、請求書本文中の 源泉徴収義務者(代理人) の 直接本人」 直接本人」に「レ」を付してください。
 - 請求書本文の の中には、源泉徴収義務者が過納額を還付できなくなった理由を、例えば、「徴収して納付すべき税額がなくなったため」のように記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。